

(2) 景観重要公共施設の指定

甲州市では、以下の施設を景観重要公共施設に指定します。

【景観重要道路】

名称	対象区間	距離
国道411号	等々力交差点～西広門田橋南交差点まで	L = 2.3 km
<p>・現況・特性</p> <p>区間沿線には観光農園や果樹園があり、のどかな農村風景を醸し出している中で、観光施設や歴史的文化施設も点在している。さらに、国道20号や中央自動車道勝沼インターチェンジから塩山地区内への都市連携軸であり、甲州市の玄関口として良好な景観を再生、創出するシンボルロードとして地域の顔となりうる景観上重要な路線（景観軸）である。</p>		
<p>・整備に関する事項（景観法第8条第2項第4号ロ）</p> <p>整備の実施にあたっては、以下の事項に配慮する。</p> <p><input type="checkbox"/> 方針</p> <ul style="list-style-type: none">・甲州市景観計画に即して行うと伴に、道路として求められる機能面や安全性を確保した上で、周辺の景観との調和に配慮し、道路空間の景観を向上させる。さらに、周辺の景観まちづくりの契機とする。 <p><input type="checkbox"/> 歩道</p> <ul style="list-style-type: none">・周辺の景観に配慮し、快適性、場所性を重視した仕上げとする。・歩道の舗装の色彩及び意匠については、周辺の景観との調和を図る。 <p><input type="checkbox"/> 道路付属物</p> <ul style="list-style-type: none">・標識類、信号機及び信号柱、防護柵、照明施設、ベンチ等の形態、意匠、色彩、素材等については、周辺の景観との調和と、統一性に配慮する。・道路付属物の設置については、必要最小限に抑え、道路デザインと調和のとれたものとし、眺望性に配慮する。・電線類の地中化を行い、地上機器については周辺の景観に配慮した位置とし、色彩については目立たないものとする。・擁壁等の土留めについては、自然景観に溶け込むようなデザインとする。 <p><input type="checkbox"/> 緑化</p> <ul style="list-style-type: none">・緑化による修景など、周辺の景観との調和に配慮する。 <p><input type="checkbox"/> 維持管理</p> <ul style="list-style-type: none">・維持管理については、整備時の方針が継承されるように努める。・周辺の景観との調和に配慮し、良好な景観を維持するよう適正な管理を行い、修繕及び補修に努める。		

・ 景観重要公共施設の位置図



■景観重要道路の占用許可の基準（道路法第32条第1項又は第3項の許可の基準）
（景観法第8条第2項第4号ハ(1)）

景観重要道路内において工作物等の占用許可申請を行う場合は、以下の事項に配慮し、あらかじめ市長による確認を受けるものとします。

(1) 占用許可の基準

事 項	内 容
1. 配置	・ 標識やサイン等の認知を妨げない配置とする。
2. 形態意匠	・ 周辺景観との調和に配慮した形態意匠とする。
3. 色彩	・ ダークブラウンやグレーベージュなどの落ち着いた色彩を基調とする。

(2) 確認対象物件

工作物等の新設・更新に係る占用許可申請を確認の対象としますが、以下に該当するものについては適用除外とします。

- ・ 占用期間が6ヶ月未満のもの又は仮設のもの
- ・ 地中に埋設するもの等で周辺の景観に影響を与えないもの
- ・ 事故や災害の応急復旧等、安全上・緊急上やむを得ないもの

申請フロー図

